

生保裁判連ニューズ

第六号 一九九七・一一

発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-2344)

横浜に全国から一四〇名の参加

全国生保裁判連第三回総会及び交流会が、九月七日(日)に、横浜市の横浜市健康福祉センターにおいて開催されました。関東では初めての開催でしたが、全国各地から、第二回総会を上回る一四〇名もの参加者がありました。

裁判連では、昨年一月の第二回総会以降も、生活保護を中心とした国政の動向や現場での取り扱いと、全国各地で行なわれている関連する裁判について情報把握しながら留意してきました。そして定例の事務局会議の中で、情報の確認や裁判連の活動について論議のあり方を求め、盛況に開催されを深めると共に、生保裁判連ニュースを発行し、会員への周知、情報提供を行なってきました。この間にも、宮岸訴訟第一審判決、岩田訴訟控訴審判決、ゴドウイン裁判上告審判決、林訴訟控訴審判決

等がありました。その中には、不当判決もありましたが、生活保障関連裁判の一連の流れや個々の訴訟において、前進と評価できる内容が盛り込まれるなど、一つ一つの訴訟での奮闘と他の訴訟への効果、そして裁判連の活動の効果や必要性が実感できることが数多くあつたのではないかと思います。

第三回総会・交流会は、「憲法施行五〇年 いま、生存権はどうなっている?」をテーマに、各地で係争中の訴訟の勝利、生存権を保障する生活保護行政や社会保障のあり方を求め、盛況に開催されました。

記念講演は、元茨城大学教授(朝日訴訟弁護団主任)で弁護士の新井章先生により、「憲法五〇年と朝日訴訟」をテーマに行なわれました。朝日訴訟に限らず、生存権、人権のための闘争(裁判)には、社会的な必然性はあるとはいえる、優れた当事者(取り巻く人々も含めて)の存在としつかりとした弁護団の存在、それを支える支

援団体が必要不可欠である。それだけではなく朝日訴訟は砂川闘争や松川事件に学んだり、励まされたりしており、逆に朝日訴訟が家永教科書裁判を励ますことに繋がっていた事実がある。同じように、永教科書裁判を励ますことに繋がり、これまでの裁判や事件に学び励まされている各地での取組みも、これまでの裁判や事件に学び励まされていると同時に、必ず誰かを支えていたり、励ましたりしている。朝日訴訟に始まる、以降の一連の、生活水準を探求する闘争は、国民の中に生存権保障を広め、深く根づかせたことに繋がった。戦後五〇年を経た現在、朝日訴訟当時と比べ、不变のものもあるが、社会状況に大きな違いがある事を認識しておかなくてはならない。当時、国民に生存権があり、国には生活保障の義務があると言っていた社会保障制度審議会がない。當時、国民に生存権があり、

臨調行革路線に準じ、社会保障は皆のためにあり、お互いに支えあおうという見直し提言をするに至っている。朝日訴訟当時よりも権力体制がより強固になっているわけだが、見方を変えれば、それだけが、見方を変えれば、それだけ闘う力が強くなつた、という事実である。これからも、「人間らしい生活」を求めていくに際し、今行なわれていることに疑問を持つたり、怒りを表したりし、闘つ

ていくことは重要な事である。以上のように結ばれました。

その後、特別報告として、「市民から見た生活保護」をテーマに、N H K ドラマ制作部プロデューサーの菅野高至氏より、問題を抱える現場と「ースワーカーの苦悩に、また、鶴見生活と健康を守る会の大間知哲哉氏より、生活保護の申請場面での取り扱いの問題性の指摘と基本的な権利保障を求める報告が二本あり、午前中の部は終了となりました。

午後の部では、二つの分科会に分かれ、活発な論議と意見交流が図られました。午後四時過ぎに全体会が再開され、代表委員の小川政亮先生より、まとめの報告がありました。今日尚、手続的権利の保障が人間らしく生活する権利を保障するために重要である。そして、司法制度の保障が確立されていない現在、裁判連の存在は重要な意味を持っている。朝日訴訟を知らない世代になりつつあるが、一連の闘いの成果を再確認する必要がある、と結ばれました。

(横浜社会福祉研究会 井上俊明)

「あなたにもできる生活保護争訟」

「あなたにもできる生活保護争訟」と題された第一分科会は五〇名強の参加があった。三本のレポートのあと、フロアからの活発な発言があり、実は「ケースワークとは何?」といった根源的な問い合わせもあったのですが、予定時間を超えて、まだ発言し足りない状況では十分な論議をしそうに残念でした。ここでは幾つかポイントとなる発言を紹介し、第一分科会概略報告とします。

「あらゆるパターンの争訟があり、現場の人間として再認識させられた。」という林氏(全国生活保護裁判連事務局)は、『争訟資料集第四巻』から一五例を解説。日常の実践活動のなかでは見過ごしてしまいかがちで余り疑問にも感じていなかつたような、例えば年金の併給禁止規定など、現場感覚が素朴な市民感覚からは大きくズレてしまっていることや、「無関係先一律大量調査」の結果、法定処理日数が守られずにいる状況な

ど、制度の運用が歪められていくなかで生じてきている問題に触れたとともに実質的な利益を勝ち取るためにノウハウとして、審査請求を出すのと併せて、再申請をしていくことも必要であるなど、これまでの争訟をもとにわかりやすく報告頂いた。

また今春、横浜市の福祉職を退職し、精神医療の現場に身を置くようになつたという長谷川氏(内メンタルクリニック)からは、過去、公務で生活保護制度に携わった経験をもとに、『ケースワーカーと争訟』という難しいテーマでレポート頂いた。ケースワークの成立には、信頼関係が不可欠である。しかし、時にケースワークが行政上の事実行為として「ワーカーの数だけある生活保護の恣意的運用」によって、権利の侵害や不利益をもたらす元凶となつた、保護行政における非加熱製剤ともいえる「一二三号通知」を改めて運営をもたらすことがありうると指摘。このような陥穀に陥らず、保護請求権保障労働としてのケースワークを成立させるために、生活保護の実施過程において「ケー

ス記録」を本人に示し、それぞれの過程で本人の参加と協働を求め、情報を共有化する作業をしてきたという。この実践報告には多くの参加者が共感した。

更に、「針の穴ほどの人権侵害も許さない」姿勢で取り組んでいるという神奈川県生健会からは、主として保護申請時の福祉事務所の対応を中心に、県内でも様々な権利侵害が行われているという実態報告がなされた。おかしと思った経験をもとに、『ケースワーカーと争訟』という難しいテーマで組みのなかで行われるケースワーカーの実践活動は「適正な保護の実施」という観点で監査されはしないことを聞いたり、対応した担当者の名前を聞くなど、声を上げることも大事であるという。また、いつしか現場に深く浸透し、日常的に権利侵害をもたらす元凶となつた、この閉鎖的な体質に穴を空けるとともに「ケースワーカー」の中身に弁護士の参加が少なかつたとのことです。この場をかりて総会を準備していただいた横浜社会福祉研究会、生健会はじめ関係者の方々に心から感謝したいと思います。

▼鬼に笑われそうですが、次回総会の候補地として金沢案が浮上しています。実現のためには周辺府県の関係者の協力が必要です。名実ともに「全国組織」となるための一層のご協力をお願いします。何よりも真の社会保障制度の実現のために。(編集部 やなぎ)

死亡で単身生活になった途端住宅費を減らされた」など、制度を良く知らないケースワーカーが十分な説明もせずに権利侵害を行つてゐるとの発言があつた。

また、神戸の仮設住宅で電気・ガス・そして水道すらも停められるなかで孤独死した例などをみると生活保護という制度の枠だけでなく、気軽に相談できる場を創設していくことも必要なのだという意見もだされた。

このように荒廃した現場状況は、がら総会当日は折悪しく参加できなかったので又聞きですが、一面に赤字を出さずにすんだとのことでした。その上、新たに一四名の方に参加していただき、財政的にも赤字を出さずにすんだとの方には参加していただきました。ただちょっと残念なことは現地の方に入会していただきました。この記事のように前回を上回る多くに心から感謝したいと思います。

香 気 臭 变

▼実は、第三回総会を横浜で開催できることは、生保裁判連の「結成以来の夢」を実現するための大きな一步となつたのです。というのは、生保裁判連が関西・西日本中心の「ローカル組織」から「全国組織」に脱皮できるかどうかの試金石

この他にもフロアからは「保護費を貯えたら保護を廃止された」

「高齢夫婦で生活していたが夫の

(横浜社会福祉研究会 小林)

「新しい生活問題と生活保護」

第二分科会は六六名と会場には座り切れないほどの参加者から、熱い期待が伝わる中で始まりました。まずは「新しい生活問題と生活保護」という分科会のテーマに添って、四本のレポートがありました。最初は名古屋の内河弁護士から林訴訟に関して、一審の画期的な勝訴判決を覆された二審での逆転敗訴の不当な判決内容とその問題点を中心に報告がありました。

二審では、原告が稼働能力を実際に活用できる場があったかどうか、

そしてその能力を活用していったかどうかという事実認定が論点とな

り、原告が働く場を失って野宿に追いや込まれた中で、必死になつて

さまざまな仕事を搜してきた事実をねじ曲げ、仕事はあつたはずだ

といふ推認のもとに、保護の要件はないという不当判決となつてしましました。ただ、ホームレスについての「稼働能力があるから保

護の要件はない」と主張した名古屋市の違法な生活保護行政は明確に否定をする結果になりました。

途中、原告林さんからの決意表明

があり、「ホームレスと生活保護医療扶助単給の違法性」などの問題を明らかにしていくためにも、運動の輪を広げて最高裁では再度勝利判決を勝ち取るために頑張りました。最初は神戸市の橋本さんからゴドウイン裁判の経過について報告は締めくくりました。二本目は神戸市の橋本さんからゴドウイン裁判の経過について報告がありました。非定住外国人であるゴドウインさんがとも膜下出血で入院した医療費に關して、医療扶助を適応した神戸市とそれを認めない厚生省、そしてその国庫負担金の請求ということが論点となつた裁判ですが、裁判所は一審、二審、三審とも住民訴訟の要件である出訴期間が遵守されていないということを理由に訴訟で審理中です。たとえ重度の障害者であつても、地域で暮らすことは当たり前の権利であり、それを保障していくための生活保護の在り方が問われている二つの訴訟であるとの報告でした。最後は、

福岡市の深堀弁護士から「生活保護における資産の保有や自動車の活用と自立助長」という観点で福岡中島訴訟と大牟田増永訴訟の報告がありました。中島訴訟は勤労控除分を将来の子供の自立のために学資保険としてかけていたものを福祉事務所が取り上げたことの事態も発生し、改めて「非定住外国人に対しても、生活保護法も災害救助法も適応されない」という報道がクローズアップされています。二本目は金沢市の奥村弁護士から「障害者と生活保護」という観点

で、高訴訟と宮岸訴訟の報告がありました。高訴訟は心身障害者扶養共済を収入認定されたことの取消を求め、現在金沢地裁にて審理中です。宮岸訴訟は障害基礎年金と老齢厚生年金との併給調整・内払い調整の取消を求め、現在東京高裁で審理中です。たとえ重度の障害者であつても、地域で暮らすことは当たり前の権利であり、そ

れを保障していくための生活保護姿勢には憤りを覚えるとのことでした。中島訴訟では保護世帯の子供が高校に行くことが、増永訴訟では働くことが生活保護の自立助長の原則から見て必要であること

は、原告が働くために自動車を借りて運転していたことに対しても、福祉事務所が一方的に保護廃止処

分をしたことの取消を求めて、福岡地裁大牟田支部にて審理中です。

岡地裁大牟田支部にて審理中です。宮岸訴訟は心身障害者扶

養共済を収入認定されたことの取

消を求め、現在金沢地裁にて審理

中です。宮岸訴訟は障害基礎年金

と老齢厚生年金との併給調整・内

払い調整の取消を求め、現在東京

高裁で審理中です。たとえ重度の

障害者であつても、地域で暮らす

ことは当たり前の権利であり、そ

れを保障していくための生活保護

の在り方が問われている二つの訴

訟であるとの報告でした。最後は、

福岡市の深堀弁護士から「生活保

護における資産の保有や自動車の活用と自立助長」という観点で福

岡中島訴訟と大牟田増永訴訟の報

告がありました。中島訴訟は勤労

控除分を将来の子供の自立のため

に学資保険としてかけていたもの

を福祉事務所が取り上げたことの取

消を求めたものです。秋田加藤

（四面に統く）

(三面から続く)

要求しても渡さないなど福祉事務所は憲法や生活保護法に違反している」という意見。「生活保護の相談窓口では『懇切な相談と説明』というが、役所は怖いというイメージが住民側には広がっている」という意見、等々が出され、これに対して、広島市のケースワーカーからは、専門職として配置されていないケースワーカーの質の問題と制度を熟知していないための漏れ問題など現場からの悩みが出されました。これを受けて、記念講演をお願いした新井弁護士から「今後、行政、特に現場のケースワーカーを敵対視していくかどうか考えていく必要がある」という意見がありました。最後に助言者の尾藤弁護士から「外国人やホームレスと生活保護、生活保護における資産の保有など生活保護における新しい問題がこの分科会では話し合ってきたが、このことから生活保護の抑制に関する厚生省の姿勢の変化が浮き彫りになってきた。今まで、一二三号通知に見られる通り申請段階での保護の抑制に重点を置いて来たが、これが完成した現在は学資保険やクレジットなどの資産の保有や自動車の借用運転などへの不利益処分により生活保護受給者への締めつけ、

また外国人やホームレスに対する生活保護からの排除、検診命令により稼働年齢層に対する生活保護からの排除というように新たな抑制の段階に入っている。これに対しても、現場のケースワーカーは、現場の会員、そして法律家が一緒に場で話し合っていくことが大切である。不服申し立ての促進など生活保護制度を完全なものにしていくため、ともに頑張りましょう。」とまとめがあり、分科会は終了しました。

(横浜市社会福祉研究会 横山)

主な裁判の今後の日程

中嶋訴訟

平成9年12月5日 結審(福岡高裁)

増永訴訟

平成9年11月25日 阿部、江川の

証人尋問

同10年1月13日 結審(福岡地裁)

平成9年8月19日に上告

高訴訟

平成9年11月24日 木下、矢島の

証人尋問(金沢地裁)

平成9年10月29日 村井、石川の

証人尋問(大阪地裁)

なぜ、生活保護の申請を受け付けないのか

—第3回・全国生活保護裁判連絡交流会で報告—



全体会議で発言する大間知さん(右側の写真)と分科会で発言する船部さん(上の写真正面)

生健会「守る新聞」 97.9.21

九月七日、第三回「全国生活保護裁判連絡交流会」が横浜市で行われ、裁判や生活保護行政の実態を交流しました。この交流会には弁護士、福祉関係職員、運動団体など百四十人が参加しました。

生活と健康を守る会からもたくさんの会員が参加しました。横浜・鶴見生活と健康守る会の大間知哲事務局長と神奈川県連の船部昌司事務局長が、全体会議と分科会でそれぞれ特別報告した発言を紹介します。

めでたし 生活保護行政

横浜・鶴見 大間知哲哉

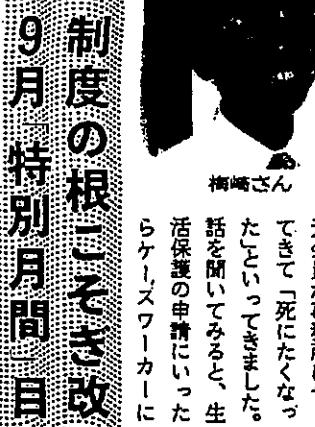
福岡県から参加した梅崎さんは「日本は、外國に比べて生活保護請求者が少ない。もっとやすれば扶養義務があるのだから收入認定するのではなく方ない」との発言。非常に腹が立ちました。

ある六十五歳の女性なかで、生活保護を受けている世帯の子どもがおじいちゃんからもうったお年玉を收入認定された問題で保護課にて」といわれました。は、「おじいちゃんなど扶養義務があるのだから收入認定するのではなく方ない」との発言。元凶は「いま体の具合が悪い」といいました。

福岡県から参加した梅崎さんは「日本は、外國に比べて生活保護請求者が少ない。もっとやすれば扶養義務があるのだから收入認定するのではなく方ない」との発言。元凶は「いま体の具合が悪い」といいました。

「針の穴ほどの人権侵害を許さない、『憲法と生活保護法どおりの生活保護行政を』と要求しています。

大和市の例ですが、元会員が事務所にやってきて「死にたくない」といってきました。話を聞いてみると、生活保護の申請にいたらケースワーカーに



制度の根こそざす改
9月 特別月間 目